

---

# 参考資料

---

参－1. 計画の策定の流れ

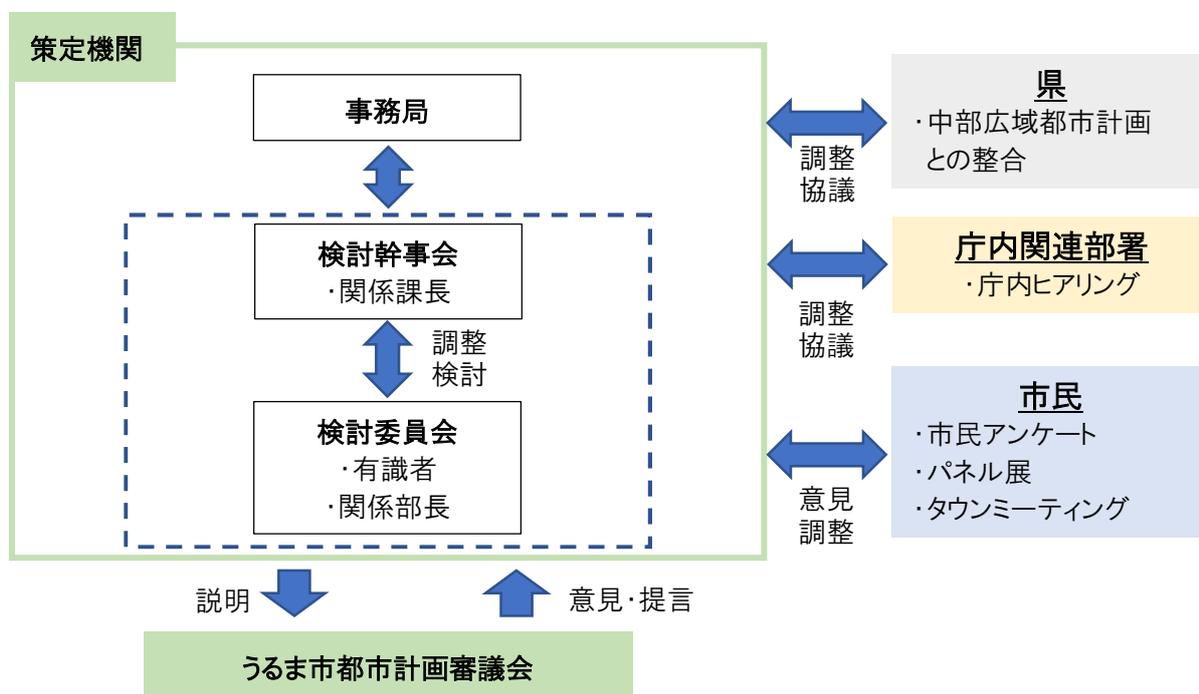
参－2. 設置要綱及び委員名簿

参－3. 用語集

---

## 参-1. 計画の策定の流れ

<策定体制（再掲）>



### (1) 第2次うるま市都市計画マスタープラン策定検討委員会

回数	日程	内容
第1回	令和2年12月3日	委嘱状交付、第2次うるま市都市計画マスタープランの概要、現況と課題、将来像と基本目標について
第2回	令和3年3月24日	将来都市構造図、分野別方針について
第3回	令和3年11月25日	地域別方針について
第4回	令和4年3月17日	全体構想・地域別構想の一部修正、実現化方策について

### (2) 第2次うるま市都市計画マスタープラン策定検討幹事会

回数	日程	内容
第1回	令和2年11月20日	委嘱状交付、第2次うるま市都市計画マスタープランの概要、現況と課題、将来像と基本目標について
第2回	令和3年2月19日	将来都市構造図、分野別方針について
第3回	令和3年11月10日	地域別方針について
第4回	令和4年2月18日	全体構想・地域別構想の一部修正、実現化方策について

(3) うるま市都市計画審議会

回数	日程	内容
第38回	令和4年2月3日	第2次うるま市都市計画マスタープランについて
第39回	令和4年7月6日	第2次うるま市都市計画マスタープランについて
第40回	令和5年1月25日	第2次うるま市都市計画マスタープランについて

(4) 市民意見の抽出

日程	取組み	内容
令和2年9月23日 ~10月8日	市民アンケート	○18歳以上の市民2,500人 ○回収数907人(回収率約36%)
令和2年10月中旬 ~11月上旬	学生アンケート	○市内7高校に通う高校生 ○回収数668人
令和2年10月13日 ~10月27日	市職員アンケート	○うるま市職員約1,000人 ○回収数311人(回収率約31%)
令和3年8月16日 ~8月31日	地域別意見の募集	○地域の魅力・課題及びアイデアの募集 ○自治会代表者、関係機関代表者への配布 HP掲載 ○回収数：自治会102名、地域団体15名
令和4年7月19日 ~8月18日	パネル展示	○地域別構想に係る市民意見の募集 ○以下の場所に展示 島しょ地域：キャロット愛ランドマリントーミナル／平安座自治会 東部地域：勝連地区公民館／与那城出張所 石川地域：石川出張所 具志川地域：うるみん 全地域：中央図書館／うるま市役所都市政策課 ○意見数：15件
令和4年7月28日 ~8月18日	地域別説明会	○地域別構想に係る説明会の開催 ○以下の地域で実施 島しょ地域・東部地域(合同開催)：3名 石川地域：3名 具志川地域：4名
令和4年10月26日 ~11月25日	パブリックコメント	○第2次うるま市都市計画マスタープランの周知 ○意見数：0件

(5) その他調整

日程	取組み	内容
令和4年11月1日 ~11月22日	沖縄県意見照会	○第2次うるま市都市計画マスタープランについて(区域マスタープランとの整合)

## 参-2. 設置要綱及び委員名簿

### (1) うるま市都市計画マスタープラン策定検討委員会設置要綱

#### ○うるま市都市計画マスタープラン策定検討委員会設置要綱

令和2年10月20日

告示第248号

改正 令和3年1月26日告示第17号

#### (設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するため、うるま市都市計画マスタープラン策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープランの策定に関し、必要な事項を調査検討するものとする。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) うるま市部長職(議会事務局長及び会計管理者を除く。)

(3) その他特に市長が必要と認める者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、市長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープランが策定されるまでの間とする。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会に出席することができない委員(ただし、第3条第2項第1号及び同項第3号の委員は除く。)は、代理の者を出席させることができる。

4 委員長は、特に必要があると認めるときには、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 やむを得ない理由により、委員会が開催できない場合は、書面による会議に代えることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、都市建設部都市政策課に置き、事務を処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年11月2日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この告示の施行後最初に行われる委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (令和3年1月26日告示第17号)

この告示は、令和3年2月1日から施行する。

## (2) うるま市都市計画マスタープラン策定検討委員会等名簿

## ＜うるま市都市計画マスタープラン策定検討委員会＞※第4回開催時点

区分	所属	職名	氏名
委員長	国立大学法人琉球大学工学部	准教授	神谷 大介
委員	国立大学法人琉球大学工学部	教授	富山 潤
副委員長	うるま市商工会	会長	石川 満 (新垣 壮大)
委員	うるま市青年連合会	会長	崎上 桂弥
委員	ラジオパーソナリティ	－	くだか まり
委員	うるま市 都市建設部	部長	目取真 康史
委員	うるま市 企画部	部長	金城 和明
委員	うるま市 福祉部	部長	幸地 美和 (当間 重俊)
委員	うるま市 市民部	部長	新里 禎規 (平良 一雄)
委員	うるま市 経済部	部長	松岡 秀光 (佐久川 篤)
委員	うるま市 水道部	部長	儀保 一盛
委員	うるま市 消防本部	消防長	新垣 隆 (諸見里 朝弘)
委員	うるま市 教育部	部長	赤嶺 勝

※氏名の ( ) 内は、R2 年度委員

## ＜うるま市都市計画マスタープラン策定幹事会＞※第4回開催時点

区分	所属	職名
幹事長	都市建設部 都市建設部	参事
副幹事長	都市建設部 都市政策課	課長
幹事	企画部 企画政策課	課長
幹事	企画部 プロジェクト推進課	課長
幹事	企画部 危機管理課	課長
幹事	市民部 市民協働課	課長
幹事	市民部 環境課	課長
幹事	経済部 産業政策課	課長
幹事	経済部 農政課	課長
幹事	経済部 観光振興課	課長
幹事	福祉部 福祉総務課	課長
幹事	都市建設部 道路公園課	課長
幹事	都市建設部 道路公園課	技幹
幹事	都市建設部 維持管理課	課長
幹事	都市建設部 建築行政課	課長
幹事	水道部 水道総務課	主幹
幹事	水道部 下水道課	課長
幹事	消防本部 消防総務課	課長
幹事	教育委員会 教育部 文化財課	課長
幹事	農業委員会 農業委員会事務局	局長

## 参-3. 用語集

【あ行】	
アセットマネジメント	資産管理のこと。都市施設等の現状（経過年数、耐震性の有無等）を把握し、適切な施設の機能を維持するために、将来的に必要なとされる施設の更新時期や、更新事業を行うための財政収支等、施設のライフサイクル全体における見通しを図ることです。
うるま市総合計画	今後10年間のうるま市のまちづくりの指針となる計画で、基本構想、基本計画より構成されます。基本構想では、うるま市のまちづくりの基本理念や、「愛してまます 住みよいまち うるま」の将来像の実現にむけ、まちづくりの課題を市民と行政が共有し、共に取組んでいくための今後10年間の指針を示します。「基本計画」では、基本構想を実現するための分野ごとの方針や主要な施策、達成すべき目標を定めており、計画期間は令和4年度～令和8年度までの5年間となります。
うるま市国土利用計画	国土利用計画法第7条の規定に基づいて定められる計画で、第5次沖縄県国土利用計画を基本として、また、市の総合計画の基本構想に即して、本市の区域における市土の利用に関して必要な事項を定めます。
ウォーカブルなまちづくり	居心地が良く歩きたくなるまちづくり。 現在、国内外の多くの都市において、まちなかを車中心から人中心の空間へと転換する取組みが推進されています。居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり（ウォーカブルなまちづくり）を進めることは、人々が憩い、集い、多様な活動を繰り広げられる場づくりにつながると同時に、環境に優しいまちづくりにつながるとされています。 また、これら実現に向けて、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組みが進められています。 令和元年6月26日、国土交通省が設置した「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」において、「WE DO」Walkable, Eyelevel, Diversity, Openをキーワードとするこれからのまちづくりの方向性が打ち出され、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりに向けた政策実施のパートナーとして「ウォーカブル推進都市」の募集があり、うるま市もパートナー都市となります。
エリアマネジメント	特定のエリアにおいて、地権者や企業などの民間が主導で、行政と連携してまちづくりを行うこと。連携してまちづくりを行うことで、統一感のある街並みや地域コミュニティの形成が期待されるほか、自分たちのまちは自分たちで守るという意識がより一層芽生え、安心安全なまちづくりが進むことが期待されます。
延焼遮断帯	道路、河川、鉄道、公園、緑道等、火災の延焼を防止するための帯状の都市施設。必要に応じて、それらの沿道建築物の不燃化を組み合わせることにより構築することが考えられます。
オープンスペース	公園・広場。河川・湖沼・山林・農地等、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地を総称していいます。
オープンデータ	一般的には、国、地方公共団体及び事業者が保有するデータを、誰もが編集・加工等がしやすい形で、インターネットで公開することをいい、これにより、新たなサービスが創出されることが期待されています。
【か行】	
ガー(カーともいう)	湧水、井戸を指す方言です。
開発許可	都市計画法における開発行為に対する制度で、良好な市街地の形成と一定以上の宅地水準の確保を目的とした技術的基準や許可要件を定めています。

街区公園	主として街区内の居住者が利用することを目的とする公園。基本的な考え方は、街区内の居住者が容易に利用できるような配置し、1か所当たり面積0.25haを標準として配置するものです。
ガイドライン	政策等の指針、基本線、指導目標をいいます。
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めたもの。家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進することにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、畜産業の健全な発展に資することを目的とします。
合併処理浄化槽	し尿と台所や風呂から出る雑排水をあわせて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べると、河川の水質に与える影響をおよそ九分の一に減らすことができます。
環境基本計画	環境基本法に基づき、地方自治体が環境に関する施策の方向を明らかにしたものです。
幹線・地域幹線道路	幹線道路とは、国道など、複数の生活・経済圏を連絡する道路のことをいいます。地域幹線道路とは、幹線道路などと一体的に、隣接する市町村と連絡する道路のことをいいます。
基幹バス	都市部の基幹交通を担うように構想・整備された路線バス。停車回数が少なく、通常の路線バスよりも速達性が高く、将来的に需要が伸びれば、BRTやLRTへの転換も考えられます。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第3条に基づき、関係市町村長（特別区の長を含む。）の意見をきいて、都道府県知事が指定した区域です。
協働	地域を市民にとってより良いまちにするという共通目的を達成するため、自立と対等を基本に、市民と市がそれぞれの機能の違いを活かし、相互に補完し役割を分担して責任を果たす活動形態を指します。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものです。
グリーンスクーモビリティ	電動で、時速20km未満で公道を走る、4人乗り以上のモビリティのこと。
景観計画	平成16年に施行された景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画です。
景観地区	景観法に規定され、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に定められる地域地区の一つ。
公共下水道	市町村が事業主体となって、汚水や雨水を集めて排除するもので、公共下水道と特定環境保全公共下水道に分けることができます。
公共施設間連絡バス	うるま市において運行するコミュニティバス。市役所庁舎統合後の市民の行政手続き等の利便性の確保並びに公共交通空白地帯における交通手段の改善を目的に運行しています。
公民連携	自治体と民間事業者等が連携して公共サービスの提供を行う仕組み。社会経済情勢の変化や住民の暮らし方の変化によるニーズの多様化に対応するために自治体が民間事業者の知識や技術、資源を活用し、公共サービスを継続的に実施していく手法です。公民連携の手法には、PFI方式、指定管理者制度、市場化テストのほか、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれます。

第2次うるま市都市計画マスタープラン

国際物流拠点 産業集積地域	沖縄における産業及び貿易を振興し、沖縄の自立型経済の構築を目的とした国際物流拠点産業集積地域制度に基づき指定された地域で、税制上の特例措置や、中小企業信用保険法等の特例、沖縄振興開発金融公庫の融資制度等の活用が可能となります。
コミュニティ	一定の地域に居住し、共属感情を持つ人々の集団、地域社会を指しますが、近年、居住地を飛び越えてテーマでの活動する人々のつながりもコミュニティに含んで考えられています。ここでは、地域社会のコミュニティを指します。
コミュニティ 交通	基幹バス、支線バス等のサービスが及ばない地域において提供される、デマンドバスや乗合タクシー等の交通サービスを指します。
コンテンツ	「内容」「中身」を意味する英語由来の言葉であり、IT産業や娯楽産業において「情報の中身」「情報そのもの」を指し示す概念。
<b>【さ行】</b>	
シームレス	シームレスとは、「継ぎ目のない」の意味。 公共交通分野におけるシームレス化とは、乗継ぎ等の交通機関間の「継ぎ目」や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することにより、出発地から目的地までの移動を全体として円滑かつ利便性の高いものとする。具体的には、バリアフリー対策、同一ホームによる乗り換え、相互直通運転化、接続ダイヤの設定、乗継運賃割引の拡大、共通乗車船券の設定等。
市街地再開発 事業	一定のエリア内で公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行うもの。都市計画法では、土地区画整理事業、市街地再開発事業ほか、6種類の事業が位置づけられています。
地すべり防止 区域	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第3条に基づき、関係都道府県知事の意見をきいて、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定した区域。地すべりしている区域、地すべりするおそれのきわめて大きい区域など。
自然的土地 利用	その土地の用途が、森林や農用地等の用途である土地のことを指します。
支線バス	基幹バスや高速バスという基幹路線と周辺地域を結ぶ路線バス。
指定管理者 制度	公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理してもらう制度。 指定管理者の企画・アイデアを生かすことで、多様化する住民ニーズに応えやすくなり、従来の自治体にはないサービスを提供することが可能となります。
浚渫（しゅんせつ）	海底・河床などの土砂を、水深を深くするために掘削すること。
準用河川	1級・2級河川以外の河川で、市民生活と密接な関係にある河川を市長が指定、管理を行っている河川です。
人口フレーム	フレームとは枠のことで、人口フレームとは将来の人口のおおむねの推計値の枠組みのことを指します。
新広域道路交 通計画	沖縄ブロック新広域道路交通ビジョン・新広域道路交通計画。 国土交通省が定める計画で、地域の将来像等を踏まえ、広域的な道路交通の今後の方向性を定める「新広域道路交通ビジョン」と、このビジョンを踏まえ、概ね20～30年間の中長期的な視点で検討を進めた「新広域道路交通計画」があります。
ストック	蓄えられたもの。ここでは整備された道路、公園の都市基盤施設や市役所をはじめとした施設のこと。
ストックマネ ジメント手法	機能診断、劣化予測を経て、維持管理費などライフサイクルコストの低減効果が高い保全対策方法の計画を策定する手法。
スマートシ ティ	先進的技術や官民データを活用し、まちの課題を解決し、新たな価値を創出するため、都市活動や都市インフラの管理及び活用を高度化するまちづくりの考え。

スマートアイランド	離島地域において、官・民や学などが連携して新しい技術や知見を導入することでさまざまな課題の解決に繋げ、離島の暮らしが改善し、産業が活性化するまちづくりの考え。
生活道路	幹線道路、鉄道駅、学校等公共施設などに移動する際に利用する、日常生活上密接な関わりを持つ市町村道レベルの道路を示します。
整備、開発又は保全の方針	都道府県が定める都市計画区域のマスタープランともいべきもの。都市計画区域について、①土地利用の方針、②市街地の開発及び再開発の方針、③交通体系の整備の方針、④自然的環境の保全及び公共空地系統の整備の方針、⑤下水道及び河川の整備方針などを定めています。
静脈物流ネットワーク	人の血管に例えて、動脈物流である製品系の輸送に対し、生産や消費活動で排出したものの輸送を示します。臨海部等において、リサイクル処理施設の集中立地等による静脈物流の拠点化や低コストで環境負担の小さい海上輸送を活用したネットワークを形成し、循環資源の収集・輸送・処理の適正化を図ります。
ソーシャルキャピタル	人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴。
<b>【た行】</b>	
滞在型観光	バスツアーなどで複数の観光目的地を駆け足で巡る周遊型観光とは異なり、1か所あるいは一定の地域に宿泊し、体験型レジャーなどを楽しむ観光スタイルのこと。 滞在型観光を楽しむ観光客は、地域の文化に触れ、地域の住民と交流できる機会が豊富にあり、豊かで深い体験を味わうことが可能となります。
ダウンサイジング	事業の効率化の観点から、施設の統廃合や再配置などにより施設の縮小、小規模化を図ること。新しい技術等を取り入れて機能を保ったまま小規模化すること。
小さな拠点	小学校区など複数の集落が散在する地域において商店、診療所、小学校など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、さらに周辺の各集落との間をコミュニティバスなどの交通手段により結んだ地域の拠点。
地区計画	都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定められる計画。
地区公園	主として徒歩圏内の居住者が利用することを目的とする公園。 基本的な考え方は、徒歩圏内の居住者が容易に利用できるよう配置し、1地区当たり1か所面積4haを目標として配置します。
調節池	総合治水対策の一環として、洪水、下水、雨水を一時的に貯留して、出水量が最大になるピーク時の流量を調節する施設です。
長寿命化計画	各種都市施設の計画的な維持管理の方針を明確化、共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを示した計画です。
デマンド型交通・デマンドバス	事前に予約をして乗車する乗合型の新しい交通システムです。専用の車両でお迎えに行き、市内の目的地までお送りする、タクシーの便利さと路線バスの手軽さを併せもった交通サービスです。
特定用途制限地域	都市計画法による地域地区のひとつ(都市計画法第8条第1項第2号の2)。用途地域が定められていない土地の区域において、その良好な環境の形成または保持のため、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域、とされています。
都市基盤整備	道路、公園、上・下水道等の都市の基盤となる施設の整備をいいます。

第2次うるま市都市計画マスタープラン

都市計画道路	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした都市計画法第11条第1項に定める都市施設であり、知事の承認を受けて都市計画決定した道路のことをいいます。
都市再生特別措置法	急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことにかんがみ、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、平成14年6月に制定された法律です。
都市的土地利用	その土地の用途が、住宅や工場、商店等の土地のことを指します。
都市の成長管理	市街地が無秩序に広がることで、道路や公共下水道等の都市施設の新たな整備が必要となり、維持管理コストも増加し、多大な財政負担が発生することが予測されます。また、開発により、豊かな自然や住環境、景観などの貴重な財産が失われていくこととなります。これらのことから、今ある豊かな環境を守り、効率的・効果的な都市施設の投資や維持管理を行うために、土地利用をコントロールすることを示します。（第1次計画より）
都市マネジメント	都市全体から、地域・街区、個々の施設に至る広狭様々な都市空間について、それぞれのレベルで幅広い関係者の総力を結集して整備、管理運営等を行い、効率的・効果的に都市機能を高めていく営みのあり方です。
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法（平成12年法律第57号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき指定される区域。急傾斜地の崩壊等が発生した場合に被害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策が進められます。
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。公共施設の不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てるほか、その一部（保留地）を売却し事業資金の一部に充てる仕組みになっています。
<b>【な行】</b>	
農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定する一体的に農業の振興を図ることが必要である地域。「農振地域」と略称されることもあります。
農業集落排水	農業振興地域における農業用排水の水質保全、機能維持を図ることを目的として、同地域内の集落について実施する汚水処理事業のことをいいます。
<b>【は行】</b>	
パークアンドバスライド	郊外や都市周辺部のバスターミナルやバス停周辺などに駐車場を整備し、マイカーからバスへの乗り継ぎを図るシステム。
バイオマスタウン	域内において、関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われている、あるいは今後行われることが見込まれる地域。
ハシゴ道路	沖縄本島の南北軸と東西軸を有機的に結ぶ幹線道路網。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。建物内の段差の解消など物理的な障壁の除去から、より広義的に障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で使用されています。

東海岸サンライズベルト構想	沖縄の更なる発展に資するため、沖縄本島東海岸地域に着目し、今後 10 年の新たな振興計画に向け、東海岸地域の活性化・発展を推進するための方向性を示すものです。
風致地区	都市計画上の地域地区のひとつ(都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号)です。都市の風致を維持するために定める地区で、指定された地区においては、建設物の建築や樹木の伐採などに制限が加えることが可能となります。
<b>【ま行】</b>	
マーラン船	沖縄にはマーラン船と呼ばれる伝統的な船があり、輸送に使われてきました。現在では実際に運航されている船はなく、伝統的な船作りの技術を伝承する船大工も非常に少なくなっています。
マスタープラン	基本計画、基本設計を指す言葉です。
みどりの基本計画	都市緑地保全法に基づき市町村が定める「緑地保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、市町村の緑に関わる総合的な施策をまとめたものです。
<b>【や行】</b>	
優良農地	農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地、または、集団で存在している農地のことをいいます。
ユニバーサルデザイン (Universal Design. UD と略記することもある)	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいいます。バリアフリー概念を発展させた考え方で、「できるだけ多くの人々が利用可能であるようなデザインにすること」が基本コンセプトです。デザイン対象を障がい者に限定していない点が一般に言われる「バリアフリー」とは異なります。
用途地域	都市計画法に基づき、目指すべき市街地像に応じて 13 種類に分類されています。各区分によって、建てられるものと建てられないもの、その規模の制限が法により詳しく規定されています。
要配慮者利用施設	社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。
<b>【ら行】</b>	
ライフスタイル(Life Style)	生活様式。特に環境・趣味・交際などを含めたその人の個性を表すような個人の生き方。
ライフライン	電気、ガス、上下水道、電話等、都市生活や都市活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設。
立地適正化計画	持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランであり、市町村が必要に応じて策定する計画です。持続可能なまちづくりに向け、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能を誘導する計画となります。(都市再生特別措置法の一部改正により立地適正化計画制度が創設)
流域治水	河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策。
レクリエーション	仕事や勉強などの疲れを、休憩や娯楽によって精神的・肉体的に回復すること。また、そのために行う休養や娯楽を意味します。
緑地保全地域	都市緑地法第 5 条に基づき都市計画で定めた良好な自然環境の形成に必要な地域。

【わ行】	
ワイトゥイ	ワイトゥイはうるま市勝連(うるましかつれん)の平安名(へんな)集落に築かれた断崖を掘削した農道です。岩を割って取ったという意味から「ワイトゥイ」と呼ばれていますが、正式には比殿(ヒドウン)農道といいます。かつては急崖の山道を上り下りしていましたが、村人の苦難を解消するため、岩山をトゥングェー(金鍬)とカニガラ(石割棒)など人力だけで150mもくりぬき、1932年から3年の歳月を費やして完成しました。
ウタキ	拝み山・森(ムイ)、グスク、ウガン、オン、スク、などと呼ばれる聖地の総称。集落形態から見るとウタキを含む集落包護林(クサティヌムイ)は、集落環境を安定させる空間的な機能を有します。
【A～Z】	
AI	AIとは人工知能、Artificial Intelligence (アーティフィシャル インテリジェンス)の略称。
BRT	Bus Rapid Transit の略称。連節バス、PTPS (公共車両優先システム)、バス専用道、バスレーンなどを組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステムです。
ICT	「情報通信技術」のこと。通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術を表します。
IT	Information Technology (情報技術)の略称で、コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す言葉です。
IoT	「Internet of Things」の略称で、「モノのインターネット」とされ、人を介さずモノが自動的にインターネットに繋がる技術のこと。
LRT	Light Rail Transit の略。低床式車両の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システムのこと。
NPO	Nonprofit Organization の略称。 政府や営利企業と独立した存在として、各種の公益活動や市民活動を社会的使命(ミッション)の精神を尊重して行う非営利組織・団体。Non-Profit Organization の略。1998年、これに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法(NPO法)が成立。
PPP/PFI	PPP (Public Private Partnership) とは、公民連携事業の総称です。(公民連携は別途参照) PFI (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る考え方です。
Park-PFI 制度	公募設置管理制度 (Park-PFI) (都市公園法) 都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定することで、民間資金等を活用した公園利用者の利便の向上や公園管理者の財政負担の軽減を図ることができます。
SDGs	Sustainable Development Goals の略であり、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の目標が示されています。17のゴール(目標)と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な範囲に総合的に取り組むこととしています。
Society5.0	狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されました。

## 第2次 うるま市都市計画マスタープラン

編集発行

うるま市役所 都市建設部 都市政策課

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町1-1-1

TEL098-923-7620 FAX098-923-7604



沖縄県うるま市

